

社会教育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

基本的な考え

「換気の悪い密閉空間」「人の密集」「近距離での会話や発声」の重なる場を避けるだけでなく、一つ一つの条件が発生しないよう配慮を行うとともに、その協力をお願いする。

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

（その他、具体的な配慮・協力事項）

- ・体調不良時は来館しないことをお願い
- ・来館時の手洗い・消毒をお願い
- ・飛沫を飛ばさないよう、咳エチケット（マスクの装着）の徹底をお願い
- ・屋内使用場所にあっては、常に2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けておく（30～60分ごとの広く開けた換気の実施）ことへの理解・協力
- ・屋内使用場所での最大使用時間の目安を2時間とする。（図書館は除く）
- ・ドアノブ、手すり等多くの手の触れる箇所の1日1回以上の消毒液を使用した清掃の実施
- ・向かい合わせにならず、十分な距離を保つことへの理解・協力
（利用する施設の広さに応じ、ソーシャルディスタンスを確保できる人数までとする。）
（屋外であっても、十分な距離を保つことが難しい時はマスクの着用が望ましく、原則、屋内ではマスクの着用をお願いする）
- ・特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられ、また、激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクの指摘があることへの理解・協力
- ・地域団体の活動の中で、狭い空間での歌唱や身体接触を伴う活動、調理を伴う活動などについては、短時間（1時間）の利用、20分ごとに換気を実施することに理解・協力
- ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、個人や少人数で密集せず距離をとって行なうことができる運動に切り替えるなどの工夫をお願いする
- ・物を使用する活動については、物の適切な消毒と、触る前後の手洗いを徹底の理解・協力